岐阜市体育ルーム

指定管理者申請要項

令和3年7月

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課

目 次

| 1 | 申請 | 要項の目的 | . 1 |
|----|------|--------------------------------------|-----|
| 2 | 基本国 | 的な運営方針 | . 1 |
| 3 | 申請 | 資格 | . 1 |
| | | 期間 | |
| | | の概要 | |
| 6 | 指定 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 2 |
| | (1) | · 管理運営形態 | |
| | (2) | 管理基準 | |
| | (3) | 業務の範囲 | |
| | (4) | 権利義務の譲渡の禁止 | |
| | (5) | 業務の再委託の制限 | |
| | (6) | 自主事業 | |
| | (7) | リスク分担に対する方針等 | |
| | (8) | 指定の取消し等 | |
| | (9) | モニタリングの実施 | |
| | (10) | 事業の継続が困難となった場合 | |
| | (11) | 注意事項 | |
| | (12) | 立ち入り検査 | |
| 7 | 指定 | E管理に関する経費 | . 9 |
| 8 | 指定 | E管理者の審査・選定の方法 1 | 0 |
| | (1) | 基本的な考え方 | |
| | (2) | 審査方法 | |
| | (3) | 審査結果 | |
| | (4) | 選定方式 | |
| 9 | 協定 | E書の締結 1 | 2 |
| 10 | 1指定 | 『までのスケジュール | . 3 |
| 11 | 申請 | 青手続等 | . 3 |
| | (1) | 申請書類等の提出方法 | |
| | (2) | 提出書類 | |
| | (3) | 質問の受付 | |
| | (4) | 申請に関する留意事項 | |
| 12 | 問 | い合わせ先及び書類の提出先 | 4 |

[別紙]提出書類一覧及び様式

1 申請要項の目的

岐阜市体育ルーム(以下「体育ルーム」という)の管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、岐阜市体育館条例施行規則(令和2年3月30日規則第72号。以下「体育館規則」という。)第5条第3項の規定に基づき指定管理者として選定しようとする団体として市長が認定した団体に対し、運営方針、業務範囲等を明確に示すことにより、体育ルームの設置目的をより効果的・効率的に達成するためこの要項を定める。

2 基本的な運営方針

市民一人一人が健康で潤いのある生活を営み、生きがいや心の豊かさにつながるスポーツ活動の拠点として、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていない団体であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない(競争入札の参加資格を有する)団体であること。
- (5) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (6) 民事再生法 (平成11年12月22日法律第225号) に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその 開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとさ れる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- (8)「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市税等の滞納がない団体であること。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

5 施設の概要

- (1) 名称、所在地等
 - ア名称

岐阜市体育ルーム

- イ 所在地
 - 岐阜市橋本町一丁目10番地23 ハートフルスクエアーG1階
- ウ 施設構成・構造 鉄骨造高架下3階建て(平成14年建築)

工 規模

敷地面積 786.10㎡

才 施設概要

- (ア) 多目的体育室
 - a クライミングウォール
 - b 器具庫
- (イ) 柔道場
- (ウ) 剣道場(空手道場)
- (エ) その他
 - a 事務室
 - b トイレ、多目的トイレ
 - c 更衣室

(2) 運営状況

- ①事業·業務内容
 - ・体育ルームの運営に関する業務
 - ・施設・設備の維持管理に関する業務
 - ・指定事業・自主事業の実施に関する業務
 - 経営管理業務

②収支決算·予算

(単位:千円)

| H29年度決算 | H30年度決算 | R1年度決算 | R2年度決算 | R3年度予算額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20, 663 | 20, 663 | 20, 854 | 15, 709 | 21, 046 |

※消費税及び地方消費税の率は、令和元年度9月30日以前は8%、10月1日以降は10%で算出

③ 施設利用者数実績

(単位:人)

| | | | <u> </u> |
|---------|---------|---------|----------|
| H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 |
| 57, 476 | 57, 998 | 56, 745 | 55, 905 |

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(1) 管理運営形態

体育ルームは、市が支払う委託料により管理運営していただきます。 施設の「使用料」は、岐阜市体育館条例(昭和39年岐阜市条例第47号。以下「体育館条例」 という。)に金額が定められており、市に納入していただきます。

(2) 管理基準

ア 開館時間

9時から21時まで開館するものとします。

ただし、体育館規則第3条第4項に規定する指定管理者が必要があると認めるときは、岐阜市の承認を得て変更することができます。

イ 休館日

- (7) 年末年始(12月29日~1月3日)
- (イ) 各月の最終の火曜日(年末年始の休館と重なった場合は、当該月曜日の属する週の直前の週の月曜日)。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す

る休日(以下「祝日法による休日」という。)と重なった場合は、当該火曜日の属する 直前の週の火曜日)。ただし、祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初 に到来する祝日法による休日でない日とする。

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

また、耐震工事、施設設備の部分改修、修繕等のため臨時に休館及び休場する場合があります。

ウ 施設の管理業務

施設の管理については、ハートフルスクエアーG全館を一体的に行うものとし、各種設備の保守点検の委託費用及び光熱水費については、岐阜市/生涯学習/女性/センターの委託料に含まれるものとする。

また、以下の業務については、技術的専門性及び業務の効率性等から、岐阜市/生涯学習/女性/センター指定管理者申請要項の別添仕様書に従い、指定管理者が専門業者に委託して行うこととします。

- (ア) 清掃及び受付案内
- (イ) 警備
- (ウ) 自家用電気工作物保安管理
- (工) 消防用設備保守点検
- (オ) 昇降機保守点検
- (カ) 自動扉保守点検
- (キ) 空調設備保守点検
- (1) 建築設備点検
- (ケ) 特殊建築物定期調査
- (1) 緊急地震速報情報配信
- (†) ごみ収集
- (シ) 駐車場管理補助及び施設設備運転補助
- (ス) 自動車用エレベーター保守点検
- (ヤ) 駅西駐車場サービス券機保守点検
- (火) 駐車場料金精算設備保守点検

エ 使用許可の基準

体育ルームの使用許可は体育館条例第7条に基づいて行います。なお、次に該当すると 認めるときは、使用許可をしてはなりません。

- a 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- b 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めると き。
- c 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- d a~cに掲げるもののほか、体育ルームの管理上支障を来すおそれがあるとき。 また、体育館条例第10条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取 り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

オ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

的な情報公開に努めて下さい。

管理、運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)・同施行規則に基づき取扱に十分注意し職員に周知徹底を図って下さい。それ以外のものについては岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)・同施行規則に基づき積極

なお、個人情報漏えい等の行為には、個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場

合があります。

カ 目的外使用の基準

岐阜市公有財産規則において、使用を許可するものとして例えば、自動販売機の設置 等があります。

- a 使用許可の基準
 - (a) 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、自動販売機等の厚生施設を設置するとき。
 - (b) 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
 - (c) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ない と認められるとき。
 - (d) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間使用させるとき。
 - (e) 国若しくは地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公 益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
 - (f) 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (g) その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

キ 災害発生時の指定管理者の対応について

- 1 施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されておりませんが、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害(以下、「災害」という。)が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに協力すること。
- 2 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
- 3 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

ク 環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努める こととします。

- a 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- b 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
- c 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。(グリーン購入の推進)

(3) 業務の範囲

ア 経営管理業務

- (ア) 企画、事業計画の策定
- (イ) 報告書の作成
- (ウ) モニタリング
- (エ) 自己評価
- (オ) 市及び関係機関との連絡調整
- (カ) 新旧の指定管理者との引継ぎ
- (キ) その他

イ 施設運営業務

- (ア) 使用許可
- (イ) 使用管理
- (ウ) 使用制限

- (エ) 使用料の徴収及び収納
- (オ) キャッシュレス決済に関する業務

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化、更には、来るべき行政の デジタル化の推進のため、令和3年度より、キャッシュレス決済を導入してまいりま す。

そのため、使用料等の徴収にあたっては、岐阜市が貸与する機器(※)を用いたキャッシュレス決済を行っていただきます。

なお、決済端末のレンタル料及び決済にかかる手数料は、岐阜市が負担しますが、キャッシュレス決済導入に伴うシステム改修費等は、指定管理者の負担となります。

※自主事業など、指定管理者の収入の決済にはご利用いただけません。

※施設の物品と同様に、指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕になりますので、機器の取扱いには十分に注意願います。

- (カ) 使用料の減免に関する受付業務
- (キ) 広報、営業活動
- (ク) 施設利用者への助言、指導及び相談に関する業務
- (ケ) スポーツ及びレクリエーションに関する教室その他の事業に関する業務
- (コ) その他

ウ維持管理業務

- (7) 施設及び設備などの保守・点検
- (4) 保安警備
- (ウ) その他

工 指定事業

施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業の実施

オ その他施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市民スポーツ課が必要と認め る業務

力 事務引継業務

指定管理者指定後、協定書発効までの期間においては、必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

- ア 指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。
- イ 一部業務を再委託する場合、事前に市の承認を得る必要があります。この際、指定管理 者は市に対し書面で承認申請(業務の範囲、期間及び相手方等を明示)し、市は申請に対 する審査結果を書面(業務の範囲、期間及び相手方を明示)で回答します。
- ウ 再委託する業務については、事業計画の段階で提案することを原則とします。
- エ 再委託の申請は、年度単位でも、全指定期間を対象として申請することもできます。
- オ 再委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事務所を有することを原則とします。

(6) 自主事業

施設の設置目的を最大限に発揮するとともに、魅力向上に資するために、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施することとし、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に対する方針等

ア 協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。 これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示し たものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

| No. | 種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|------|---------------------------|--|---------|--------|
| INO. | 作里知 | サ <i>ヘ</i> ク の内 在 | 市 | 指定管理者 |
| | 指定管理(管理主体)へ | 指定管理者の責めに帰すべき事由により円 | | \cap |
| 1 | の円滑な移行(引継ぎ) | 滑な移行ができない場合 | | |
| | 。 211日・349日 (JIME C) | 上記以外の場合 | 0 | |
| 2 | 法令等の変更 | 本事業に直接関係する法令等の変更 | 0 | |
| | | 市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合(施設瑕疵・施設改修等) | 0 | |
| 3 | 管理運営の中断・中止等 | 指定管理者の責めに帰すべき事由の場合 (事業放棄・破綻等による指定取消しまた は業務の停止) | | 0 |
| 4 | 不可抗力 | 天災、暴動等による履行不能 | \circ | |
| 5 | 許認可遅延 | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失 効等(岐阜市が取得するもの) | \circ | |
| | | 上記以外の場合 | | 0 |
| 6 | 計画変更 | 事業条件の変更等 | 0 | |
| 7 | 管理運営費上昇 | 事業条件変更以外の要因による管理運営費 の増大 | | 0 |
| 8 | 施設及び物品の損傷 | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場 合 | | 0 |
| | | 上記以外の場合 | 0 | |
| 9 | 性能不適合 | 協定により定めた要求水準に不適合 | | 0 |
| | | 利用者数の変動等の需要変動 | | 0 |
| 10 | 需要変動 | インフレ、デフレ、及び公共料金の変動 | | 0 |
| | | 上記以外で実施条件を超える需要変動 | \circ | |
| 11 | 利用者への対応 | 施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由に よる場合 | 0 | |
| 11 | はない。 スペンルの | 施設管理運営上、指定管理者の責めに帰す べき事由による場合 | | 0 |
| 12 | 第三者等への賠償 | 施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、 振動、臭気等) | | 0 |

このうちNo.11の「利用者への対応」については、本市が加入している「①市民総合賠償補償保険(全国市長会)」において、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなすことから、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、別途、自らの負担で保険加入するものとします。

① 市民総合賠償補償保険(全国市長会)

| 種類 | 賠償責任保険 | 補償保険 |
|----------|---------------|---------------|
| | 身体賠償 | 死亡補償保険金 |
| | 1名につき3,000万円 | 500万円 |
| | 1事故につき3億円 | 後遺障害補償保険 |
| 107个人宏 | 財物賠償 | 20万~500万円 |
| 保険金額 | 1事故につき1,000万円 | 入院補償 |
| | | 1日から適用 |
| | | 通院補償 |
| | | 6日から適用 |
| 社 | 施設の瑕疵や事業の過失 | 市が主催・共催した事業での |
| 対象範囲 | | 事故を対象 |

※但し、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。 ※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として保障されるものです。

(8) 指定の取消し等

ア 市は、指定管理者が次の(ア)~(エ)のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の 指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができま す。

- (ア) 関係法令、条例、規則又は協定に基づく市の指示に従わないとき。
- (イ) 関係法令、条例、規則又は協定に違反したとき。
- (ウ) 申請要項の申請資格に不適合となったとき。
- (エ) 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがある とき。

イ このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9) モニタリングの実施

ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を 提出していただくことがあります。

(イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

(エ) 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

(10) 事業の継続が困難となった場合

協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事象が生じた場合、市と指定 管理者は誠意をもって協議するものとします。

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく体育施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ その他の理由により事業の継続が困難となった場合

災害やその他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰す事ができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業の継続の可否について協議するものとします。 市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難だと判断した場合は、市 はその指定を取り消すことができるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、体育ルームの管理運営業務を遂行できるよう引継書を作成し、引継ぎを行うものとします。

(11) 注意事項

- ア 地方自治法、関係条例及び規則の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいて運営してくだ さい。
- イ 体育ルームが公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の 団体及び個人に有利又は不利となる運営を行わないでください。
- ウ 市及び市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を実施してください。
- エ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知 徹底してください。
- オ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底してください。
- カ 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定又は要綱を作成するときは、市民スポーツ課と協議してください。
- キ 業務に必要な各種規定がないときは、市の諸規定に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を 実施してください。
- ク 指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について 疑義が生じた場合は、市民スポーツ課と協議のうえ決定してください。
- ケ 市の政策、施策、事業には協力してください。
- コ 従業員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行ができるよう適切な研修を実施 すること。また、接遇や運営に必要な研修を随時実施してください。
- サ 指定管理施設において市が広告事業を実施する場合があります。

シーその他、要項及び仕様書に記載の無い事項については市民スポーツ課と協議してください。

(12) 立ち入り検査

岐阜市は、指定管理者に対して業務又は経理の状況に関して報告を求め実地について調査 し又は必要な指示を行います。

7 指定管理に関する経費(負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照)

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに決定する市が支払う委託料により、上記の管理 基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

(単位:千円)

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 上限額(税込) | 22, 780 | 22, 780 | 22, 780 | 22, 780 | 22, 780 |

※消費税及び地方消費税10%含む

〈積算内訳〉

(単位:千円)

| 費目 | 金額 |
|----------|---------|
| 人件費 | 12, 785 |
| 光熱水費 | - |
| 報償費 | 6, 810 |
| 旅費 | |
| 需用費 | 468 |
| 役務費 | 270 |
| 委託料 | 827 |
| 使用料及び賃借料 | 80 |
| 備品購入費 | |
| 負担金 | _ |
| 公課費 | 900 |
| 事務局費 | 640 |
| 合計 | 22, 780 |

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は申請者の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。
- (4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を求めることがあります。
- (5) 施設の使用料は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入 (収入)となります。(自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。)
- (7) 委託料は、指定管理者の支払い請求に基づき、初年度をベースとして、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を四半期毎に分割し支払います。支払い時期や額、方法等詳細については、協定書にて定めます。
- (8) 管理口座·区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(9) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産

税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、岐阜県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設(以下「施設」という。)は、市民の福祉を増進する目的を持って、市民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、資格審査及び書類審査を行った後、必要に応じてヒ アリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容の審査を行います。

審査は、選定委員会(以下、「委員会」という。)において非公開で行います。(審査結果及び選定・不選定の理由は後日通知するとともに、審査結果は公開いたします。)

なお、申請者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日申請団体へ通知します。 また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

(4) 選定方式

ア 第1次審査(資格審査及び書類審査)

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

| | 審査項目 | 適・否 | |
|---|--|-----|--|
| 1 | 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であるか。 | 適・否 | |
| 2 | 過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市も しくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指 定の取消しを受けていないこと。 | 適・否 | |
| 3 | 申請資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること i | | |
| 4 | 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入札 参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。 | 適・否 | |
| 5 | 市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別 土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。 | 適・否 | |
| 6 | 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立 | 適・否 | |

| | てをしている団体でないこと。 | |
|----|--|-----|
| 7 | 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。 | 適·否 |
| 8 | 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。 | 適·否 |
| 9 | 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。 | 適·否 |
| 10 | 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規 定する排除措置の対象でないこと。 | 適・否 |
| 11 | 申請要項、仕様書の内容を満たしていること。 | 適·否 |

第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

イ 第2次審査(提案内容等の審査)

一次審査を通過した申請者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については次のとおりとし、採点は200点を満点として、合計点と 評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

ただし、採点の結果が、配点合計の6割未満の場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の評価結果をもとに、全委員の協議により行います。

〈選定基準及び評価項目及び配点〉

| 区分 | 配点 | 選定基準 | 評 価 項 目 | |
|-----|------|---|---|-----------------------------|
| | | 住民の平等 | 「住民の平等利用が確保されること」に対する基本的な考え 方(理解度、取組姿勢等) | |
| 公平性 | 2 0 | 利用が確保 | 平等利用を確保するための体制、モニタリング等 | |
| 透明性 | | されること | 情報公開、広報の方策 | |
| | | | その他応募者の提案によるもの | |
| | | 事業計画書 の内容が、 対象施設の 効用(設置 40 目的)を最 | 「事業計画書の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること」に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など) | |
| | | | 既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無 | |
| | | | 利用者ニーズ、苦情等の把握方法及び対応方策等 | |
| 効果性 | 4 0 | | 利用者に対するサービス向上の方策 | |
| | | 大限発揮す | 利用促進、利用者増の方策 | |
| | るもので | るものであ | サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど | |
| | | ること | ること | 施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置 |
| | | | その他応募者の提案によるもの | |
| 効率性 | 5 0 | | 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものである | |

| | 1 | 1 | |
|-----|-----|-------------------------------------|--|
| | | | ことに対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢等) |
| | | 事業計画書 | 指定管理経費の設定額 |
| | | の内容で、 | 指定管理経費・収支計画の妥当性(サービスとコストのバラ |
| | | 管理経費の縮減が図ら | ンス等) |
| | | 和例か凶られるもので | 管理経費縮減の具体的方策 |
| | | あること | スタッフ配置の妥当性 (無理はないか) |
| | | | 収入の増加を図るための方策 |
| | | | その他応募者の提案によるもの |
| | | | 「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢等) |
| | | | 当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績 |
| | | 事業計画書 | 経営基盤の安定性 |
| | | に沿った管 理を安定し 55 能力、人的 能力を有し | 組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資 |
| 安全性 | | | 格、ノウハウ、専門知識等 |
| 安定性 | 5 5 | | スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制 |
| | | | スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策 |
| | | ていること | リスクへの対応方策・能力(利用者の安全の確保策、非常時 |
| | | | の対応マニュアル、損害賠償能力など) |
| | | | 組織体制の安定性 |
| | | | 組織内の役割分担及びリスク分担等の確実性及び妥当性 |
| | | | その他応募者の提案によるもの |
| | | 事業計画書 の内容が、 岐阜市ある いは施設が | 「事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下、「地元」という。)の振興、活性化等に貢献できるものであること」に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など) |
| | | ある特定の | 地元法人その他の団体の育成(一部業務委託の再委託先) |
| 貢献性 | 3 5 | 地域の振興、活性化 | 地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用 |
| | | 興、石性化 等に貢献で | 地元での資材等の調達 |
| | | きるもので | 地元での社会活動等への参加 |
| | | あること | その他地元への貢献に関すること |
| | | | その他応募者の提案によるもの |
| 合 計 | 200 | | |
| | | | |

● 総合評価

| 審査結果 | 審査内容(選定・不選定の理由等) |
|------|------------------|
| | |
| | |

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた

場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

- (1) 申請要項の公表・配布・・・・・・・・・・・・・ 令和3年7月1日(木)~
- (2) 質問受付期間・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年7月20日(火)~令和3年7月29日(木)
- (3) 申請書受付期間・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年7月20日(火)~令和3年8月19日(木)
- (5) 第2次審査(提案内容等の審査)・・・・・・ 令和3年9月下旬~令和3年10月中旬
- (6) 選定結果の通知・公表・・・・・・・・・・ 令和3年11月中旬頃
- (7) 市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出・令和3年11月下旬頃
- (8) 指定の通知・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年12月下旬頃
- (9) 協定書の締結・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年1月頃
- ※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

11 申請手続等

(1) 申請書類等の提出方法

市のホームページ、または岐阜市役所10階ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課で書類を入手し、市民スポーツ課まで持参いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください。(提出期間内必着。FAX、電子メール等による送付、受付はいたしません。)

申請書の受付期間は、令和3年7月20日(火)~令和3年8月19日(木)までとし、申請に要する経費は全て申請者の負担となります。

なお、申請者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者 が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費など の根幹に関わる内容の変更は、認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

※ 原本1部、副本10部提出してください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和3年7月20日(火)~令和3年7月29日(木)までとします。

(4) 申請に関する留意事項

ア 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不 当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

イ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

オ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

カ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

キ 情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第 2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

ク 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課スポーツ施設係 (担当:丹羽、長屋)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 (岐阜市役所10階)

電 話:058-214-2371 (直通)

F A X : 058-214-2224

E-mail: sports@city.gifu.gifu.jp